

部活動に係る活動方針

秋田県立横手高等学校

1 基本方針

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 文武両道に努め、進路実現のための努力を怠らない生徒を育成する。
- (3) 技術・競技力の向上だけでなく、個性の伸張、豊かな人間性、自主的かつ協力的な生徒の育成に努める。

2 目標

- 部活動を通して心身を鍛錬し、勝利する喜びを経験させることにより、愛校心の発揚に努める。

3 部活動の休養日、活動時間等について

○ 休養日

(1) 学期中

- 週あたり一日以上を設定する。
※ 土曜日・日曜日の活動については、いずれかの一日は、休養日とする。
- ※ 練習試合や、大会の参加など、土曜日・日曜日に活動する必要が有る場合は、休養日をできるだけ他の曜日で確保するようにする。
- ※ 水曜日（美入野の日）も部活動の休養日とする。ただし、祝祭日・学校行事・曜日交換等の理由や大会直前で練習が必要な場合は、顧問が副校長（教頭）へ事前に申し出て、許可を得た上で実施する。また、原則日以外の練習日を設定する場合は、保護者へ事前に連絡し理解を得る。

(2) 長期休業中

- 学期中の活動の休養日に準じて行う。また、ある程度長期のまとまった休養日を設け、十分な休養をとれるようにする。

○ 活動時間

- 平日は2～3時間以内、土曜日・日曜日は、長くとも3～4時間以内で終えることとする。
- 平日の下校時刻を午後7時とする。午後7時を過ぎての活動については、顧問は副校長（教頭）に事前に申し出て許可を得る。

○ その他

- 定期考查一週間前から部活動を休止する。なお、特別な事情により練習が必要な場合は、顧問が副校長（教頭）へ事前に申し出て許可を得た上で実施する。
- 部活動（大会・練習中を問わず）中に、生徒が事故等にあった時は、直ちに副校長（教頭）・校長へ連絡（緊急連絡）をする。
- 部活動（大会・練習中を問わず）中に生徒が怪我をした時には、適切に対処する。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター（保健室・養護教諭へ）の手続きをとる。
- 部活動（大会・練習試合を問わず）についての生徒の移動は、公共交通機関の利用を原則とする。やむを得ない事情等で自家用車又はレンタカー等を利用する場合には、次の事項に留意し、事故防止に万全を期すること。

①事前に運行計画を作成し、保護者の了解を得ること。

②レンタカー等を利用する場合は学校が依頼しているドライバーによることを原則とする。

③不慮の事故等に備えて、保護者の連絡先や生徒の血液型の一覧及び健康保険証等を携行し、生徒には旅行保険を付すること。

4 部活動運営

(1) 適切な指導の実施

- 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても体罰やハラスメントを行ってはならない。
- 休養日を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を目指すとともに、生徒の健康管理を適切に行い事故防止に努める。

(2) 保護者の理解と協力

顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を保護者に示し、理解と協力を得る。